

報道関係者 各位



特例認定マーク「プラチナくるみん」

平成27年11月4日

【照会先】

青森労働局雇用均等室

室長 佐藤 央子  
地方機会均等指導官 高須賀 左知

青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎  
(直通電話) 017-734-4211

## 「社会福祉法人温和会」をプラチナくるみん青森県第1号に認定！

青森労働局(局長 <sup>ともふじ</sup> 友藤 <sup>としあき</sup> 智朗)は、次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という)に基づき、子育てサポート企業として、下記1社を特例認定(プラチナくるみん認定)しました。

1 認定企業(詳細は 別紙1, 別紙2 参照)

社会福祉法人 温和会 (青森市 社会福祉事業) 特例認定

2 認定通知書交付式

○日時: 平成27年11月12日(木) 13:30から

○会場: 青森労働局局長室(青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎5階)

### 〈次世代法に基づく認定とは〉

子育てしやすい職場環境の整備等を目的とする一般事業主行動計画を作成・実施し、計画に掲げた目標を達成したことなど「認定基準」に適合する企業を、都道府県労働局長が認定(くるみん認定)するものです。

認定企業の中で、より高い水準の取組を行った企業が一定要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)をうけることができます。

### 〈認定のメリット〉

- (1) 上記認定マーク「プラチナくるみん」を広告や商品等に表示することにより、子育てサポート企業であることのPR効果がより高まります。さらに企業イメージ向上、優秀な人材の確保が期待できます。
- (2) プラチナくるみん認定を受けた企業は、一般事業主行動計画の策定義務に代えて、「次世代育成支援対策の実施状況」を少なくとも毎年1回公表していただくことになります。

(3) 事業所内保育施設や授乳コーナーなどの「次世代育成支援対策資産」について、一般事業主行動計画の中で、その導入を目標として掲げ、行動計画期間内に実際に資産を導入した上で、行動計画について、くるみん認定又はプラチナくるみん認定を受けた場合に税制優遇措置（割増償却）を受けることができます。

<添付資料> 資料No.1 くるみん認定 プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが決定しました！  
資料No.2 全国の認定状況

## 特例認定を受けた事業主の取組内容等

- 1 企業名 社会福祉法人 温和会 (くるみん認定平成24年度、プラチナくるみん認定平成27年度)
- 2 代表者職・氏名 理事長 村上 惇
- 3 業種 社会福祉事業
- 4 所在地 青森市大字横内字亀井 245 番地1
- 5 電話番号 017-764-5117
- 6 常時雇用する労働者の数 41人(うち男性 9人、女性 32人)
- 7 計画期間 平成24年5月1日～平成27年9月30日
- 8 計画期間において育児休業等をした労働者数  
男性育児休業者数 1人、女性育児休業者数 3人

## 9 取組内容

- ・全ての職員が潜在能力を十分に発揮でき、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を是正し、男女ともに働きやすい職場環境作りを進めることを目的として「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施し、男性育児休業取得者の事例発表や意見交換会を行った。(年3回実施予定)
- ・出産・育児休業に当たり、どのような制度があるかをわかりやすくまとめた資料を作成し、全体会議で説明し周知を図った。
- ・夏季(7月～9月)における年次有給休暇の取得促進のため、目標取得日数を一人当たり平均1.5日以上に設定。結果、平均2.5日取得で、目標値より1日、前年度より1.5日多く取得することができた。
- ・所定外労働の削減のため、毎月第三金曜日を「ノー残業デー」とし、定時退社とした。

## 青森県内の認定状況

## くるみん認定

認定年度	企業名	所在地	労働者数 (認定申請時)
20年度	(社福) 福祉の里	十和田市	282人
	キャノンプレジジョン(株)	弘前市	2,165人
21年度	日本ホワイトファーム(株)	上北郡横浜町	1,737人
	(社福) 七戸福祉会	上北郡七戸町	74人
	(社) 信愛会	八戸市	113人
22年度	(株) サンデー	八戸市	1,605人
	(社福) 寿栄会	八戸市	143人
23年度	(社福) 福祉の里(2回目)	十和田市	321人
24年度	(社福) 寿栄会(2回目)	八戸市	158人
	(医) 芙蓉会	青森市	730人
	(社福) 温和会	青森市	40人
25年度	日本ホワイトファーム(株) (2回目)	上北郡横浜町	1,878人
	(株) 青森銀行	青森市	2,223人
	(株) みちのく銀行	青森市	2,276人
26年度	キャノンプレジジョン(株) (2回目)	弘前市	2,422人
	(社福) 藤聖母園	青森市	299人
	医療法人社団 クロス・トゥ・ユー	弘前市	129人
	(医) 謙昌会	八戸市	322人
27年度	(社福) 寿栄会(3回目)	八戸市	184人
	寺下運輸倉庫(株)	三沢市	113人
	(株) ムジコ・クリエイト	弘前市	245人

認定年度	企業名	所在地	労働者数 (認定申請時)
27年度	(株)あうら	青森市	399人
	日本ホワイトファーム(株) (3回目)	上北郡横浜町	1,881人
	日本原燃(株)	上北郡六ヶ所村	2,136人

### プラチナくるみん認定

認定年度	企業名	所在地	労働者数 (認定申請時)
27年度	(社福) 温和会	青森市	41人

# くるみん認定 プラチナくるみん認定

の認定基準・認定マークが決定しました！

はじめまして！  
プラチナくるみんです。  
12色のマント\*があるよ！  
平成27年4月1日から  
よろしくね！

愛称：プラチナくるみん



こんにちは！くるみんです。  
企業のみなさまの取組状況が  
より分かりやすくなるよう  
平成27年4月1日から  
新しく生まれ変わります！

愛称：くるみん

- 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成27年4月1日から新しくプラチナくるみん認定制度が始まります！
- プラチナくるみん認定と新しいくるみん認定の基準が決まりました！
- プラチナくるみんマークが決まり、くるみんマークが新しくなりました！
- プラチナくるみん認定を受けた企業に公表していただく事項についても、併せてお知らせします！

※プラチナくるみんのマントの色は、ピンク色、だいたい色、黄色、緑色、青色、紫色又はこれらの淡色の12種類からお選びいただけます。



# 次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは？

次世代法は、企業のみならず、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

## ■くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん（特例）認定が始まります。

今回、平成27年4月1日の改正法の施行に向け、**くるみん認定基準を見直す**とともに、**プラチナくるみん認定基準を創設**しました。（次頁に認定基準一覧を掲載しています。）

## プラチナくるみん（特例）認定制度とは？

プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業のみならずを応援するため、認定を取得した企業の一般事業主行動計画の策定義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を公表いただければよい制度として、平成27年4月1日から始まります。**プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けたことのある企業のみならずが申請・取得できます。**

●行動計画策定義務あり

認定



- 行動計画策定義務なし
- 毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施状況を公表

プラチナくるみん認定を取得した企業は、毎年少なくとも1回、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に以下の事項を公表いただく必要があります。

①～⑥の事項を  
公表してね！





- ① 男性の育児休業等取得に関する事項
- ② 女性の育児休業等取得に関する事項
- ③ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者のための短時間勤務等の措置の内容
- ④ 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進のための取組など働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関して講じている措置の内容
- ⑤ 女性の継続就業に関する事項
- ⑥ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組として、女性労働者の能力向上やキャリア形成のための支援などの取組内容、その実施状況

「両立支援のひろば」 ▶ URL : <http://www.ryouritsu.jp/> (ウェブサイト名は変更の可能性があります)

# 改正くるみん認定基準及びプラチナくるみん認定基準（一覧）

以下の新しい認定基準は、平成27年4月1日から適用されます。

 <p><b>改正くるみん 認定基準</b></p>	 <p><b>プラチナくるみん 認定基準</b></p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</li> <li>行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</li> <li>行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</li> <li>平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</li> <li>計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。                     <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記5.を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。</li> <li>計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。</li> <li>計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者がいる。</li> <li>計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した男性労働者がいる。</li> </ol> </li> <li>計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。                     <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> </li> <li>3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</li> <li>次の①～③のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>所定外労働の削減のための措置</li> <li>年次有給休暇の取得の促進のための措置</li> <li>短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</li> </ol> <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> </li> <li>法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1～4. 改正くるみん認定基準1～4. と同一。</li> <li>計画期間において、男性労働者のうち、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上</li> <li>配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者1人以上のいずれかを満たすこと。</li> </ol> <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度の利用者がいない場合（上記5.の①又は②を満たさない場合）でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> </li> <li>6・7. 改正くるみん認定基準6・7. と同一。</li> <li>改正くるみん認定基準の8.の①～③すべてに取り組み、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成するとともに、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下</li> <li>計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと</li> </ol>                     のいずれかを満たすこと。                 </li> <li>計画期間において、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上</li> <li>子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上</li> </ol>                     のいずれかを満たすこと。                     <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記9.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> </li> <li>育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。</li> <li>改正くるみん認定基準9. と同一。</li> </ol>



# 行動計画策定指針も改正されます！

一般事業主行動計画策定の際に、よりどころとなる「行動計画策定指針」は、今回の法改正や認定基準の改正・創設等を受けて改正されます。**平成27年4月1日以降**は、新しい行動計画策定指針に則った一般事業主行動計画の策定が望まれます。

行動計画策定指針の  
ここが変わったよ！



- ① 取組の対象に非正規労働者が含まれることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること
- ② 男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組や、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることが重要であること
- ③ 計画の実施状況の点検にあたり、PDCAサイクルを確立することが重要であること
- ④ 育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること
- ⑤ 希望する労働者に対し、職務や勤務地等の限定を実施する際は、限定内容の明示が重要であり、職務や勤務地等の限定がない労働者との間の転換ができることや待遇の均衡を図ることが望ましいこと など

## 改正くるみん認定、プラチナくるみん認定の



### Q. くるみん認定基準の経過措置は？

**A** 今回お示した改正くるみん認定基準は**平成27年4月1日**から適用されます。ただし、平成27年3月31日までに行動計画期間が終わる事業主が、平成27年4月1日以降に認定申請を行った場合は、改正前のくるみん認定基準で審査が行われます。また、平成27年4月1日をまたぐ行動計画については、改正前・改正後のいずれかのくるみん認定基準を選択できます。

### Q. 認定を受けるメリットは？

**A** 認定企業になると、くるみん、プラチナくるみんを商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

さらに、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる**税制上の優遇措置(くるみん税制)**が受けられます。

※現行の税制優遇措置は、平成27年3月31日までです。平成27年4月1日以降については、検討中です。

くるみん認定、プラチナくるみん認定の申請、次世代法・行動計画に関するお問い合わせは、

都道府県労働局雇用均等室まで

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-219-5509	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8827
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-0504	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-224-6288	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2859	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-210-5009	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

厚生労働省トップページ>分野別の政策>注目のキーワード>くるみんマークについて のページに以下の情報が掲載されています。

- 行動計画の策定について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- 認定企業について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/>
- 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について(両立支援のひろば) ▶ <https://www.ryouritsu.jp/>
- 相談はこちらでも(次世代支援対策推進センター一覧) ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- くるみん税制について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>

# 都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成27年9月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	101人以上企業の届出率	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数	届出率	②内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数	届出率	(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数	うち特例認定企業数
				$((C)/(A+B) \times 100)\%$	(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$	(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$				
1 北海道	477	1,192	2,264	93.9%	452	94.8%	1,812	1,116	93.6%	696	27	0
2 青森県	114	344	598	100.0%	114	100.0%	484	344	100.0%	140	18	0
3 岩手県	107	334	658	100.0%	107	100.0%	551	334	100.0%	217	25	0
4 宮城県	218	541	856	99.3%	217	99.5%	639	537	99.3%	102	25	1
5 秋田県	83	240	558	100.0%	83	100.0%	475	240	100.0%	235	16	0
6 山形県	101	347	545	99.6%	101	100.0%	444	345	99.4%	99	22	1
7 福島県	149	441	772	99.8%	149	100.0%	623	440	99.8%	183	19	0
8 茨城県	218	517	832	99.9%	218	100.0%	614	516	99.8%	98	29	1
9 栃木県	146	425	1,032	100.0%	146	100.0%	886	425	100.0%	461	18	0
10 群馬県	172	464	980	99.5%	172	100.0%	808	461	99.4%	347	31	0
11 埼玉県	427	1,106	1,950	97.7%	416	97.4%	1,534	1,082	97.8%	452	65	1
12 千葉県	359	804	1,339	99.1%	354	98.6%	985	799	99.4%	186	51	0
13 東京都	4,460	5,621	10,738	89.6%	4,012	90.0%	6,726	5,022	89.3%	1,704	817	14
14 神奈川県	798	1,354	2,452	97.5%	774	97.0%	1,678	1,324	97.8%	354	76	1
15 新潟県	227	661	1,149	99.5%	227	100.0%	922	657	99.4%	265	26	1
16 富山県	116	411	1,519	99.2%	116	100.0%	1,403	407	99.0%	996	34	0
17 石川県	132	401	1,457	99.8%	131	99.2%	1,326	401	100.0%	925	22	1
18 福井県	72	252	685	99.4%	72	100.0%	613	250	99.2%	363	23	1
19 山梨県	57	202	494	96.1%	56	98.2%	438	193	95.5%	245	14	0
20 長野県	212	512	1,071	99.3%	212	100.0%	859	507	99.0%	352	55	4
21 岐阜県	176	582	1,041	99.3%	175	99.4%	866	578	99.3%	288	45	0
22 静岡県	381	889	1,498	99.8%	381	100.0%	1,117	887	99.8%	230	45	2
23 愛知県	1,002	1,902	3,776	99.0%	995	99.3%	2,781	1,881	98.9%	900	79	0
24 三重県	147	389	667	98.7%	147	100.0%	520	382	98.2%	138	26	0
25 滋賀県	102	298	912	99.8%	101	99.0%	811	298	100.0%	513	37	0
26 京都府	285	623	1,070	99.2%	284	99.6%	786	617	99.0%	169	45	0
27 大阪府	1,395	2,215	3,623	88.5%	1,267	90.8%	2,356	1,929	87.1%	427	138	0
28 兵庫県	522	1,223	2,013	96.6%	514	98.5%	1,499	1,172	95.8%	327	65	2
29 奈良県	68	212	341	98.2%	68	100.0%	273	207	97.6%	66	18	0
30 和歌山県	61	243	356	99.0%	60	98.4%	296	241	99.2%	55	15	0
31 鳥取県	43	173	368	99.1%	43	100.0%	325	171	98.8%	154	14	0
32 島根県	55	189	500	100.0%	55	100.0%	445	189	100.0%	256	9	0
33 岡山県	203	529	1,016	98.6%	199	98.0%	817	523	98.9%	294	31	0
34 広島県	361	805	2,208	98.6%	357	98.9%	1,851	793	98.5%	1,058	42	0
35 山口県	108	404	977	97.9%	107	99.1%	870	394	97.5%	476	16	0
36 徳島県	50	173	408	99.6%	50	100.0%	358	172	99.4%	186	42	0
37 香川県	104	317	619	99.0%	104	100.0%	515	313	98.7%	202	26	0
38 愛媛県	138	394	990	97.7%	135	97.8%	855	385	97.7%	470	37	0
39 高知県	53	212	409	98.1%	52	98.1%	357	208	98.1%	149	14	0
40 福岡県	557	1,223	2,193	95.7%	532	95.5%	1,661	1,171	95.7%	490	40	1
41 佐賀県	65	242	436	100.0%	65	100.0%	371	242	100.0%	129	12	1
42 長崎県	105	354	595	100.0%	105	100.0%	490	354	100.0%	136	14	1
43 熊本県	144	393	723	100.0%	144	100.0%	579	393	100.0%	186	20	1
44 大分県	96	316	719	99.5%	96	100.0%	623	314	99.4%	309	20	0
45 宮崎県	81	291	585	99.7%	80	98.8%	505	291	100.0%	214	20	0
46 鹿児島県	161	451	1,038	99.0%	158	98.1%	880	448	99.3%	432	30	0
47 沖縄県	98	263	494	99.4%	97	99.0%	397	262	99.6%	135	13	2
合計	15,206	31,474	61,524	95.8%	14,500	95.4%	47,024	30,215	96.0%	16,809	2,326	36